

## 令和5年第2回宮崎市議会（5月臨時会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	3件
報告	4件
合計	7件

#### 2 内訳

##### （1）議案（3件）

- ①令和5年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第99号
- ②条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認（2件）  
⇒ 議案第100号・第101号

##### （2）報告（4件）

- ①第4期宮崎市障がい者計画の策定（1件） ⇒ 報告第9号
- ②専決処分の報告（3件） ⇒ 報告第10号～第12号
  - ・ 議決事項の一部変更（2件）
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（1件）

### 3 議案の概要

議案第99号 「令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第1号）」の専決処分について

【財政課（社会福祉第一課、子育て支援課、保育幼稚園課）】

#### ◇概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響により、厳しい状況にある低所得世帯等に対する給付金支給のための経費について予算を補正する必要性が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

#### ◇主な内容

別添「令和5年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（議案第99号）」のとおり

議案第100号・議案第101号 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認について  
議案第100号 「宮崎市税条例の一部を改正する条例」の専決処分について

【納税管理課】

◇概要

地方税法等の一部改正（令和5年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例（軽課）の延長（附則第16条）

環境負荷の小さい車両に対して、新規取得の翌年度分に限り、軽自動車種別割の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）について、現行の措置を特例割合が75%軽減及び50%軽減のものにあつては3年間、25%軽減のものにあつては2年間延長する。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第101号 「宮崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分について

【国保年金課】

◇概要

地方税法施行令の一部改正（令和5年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市国民健康保険税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 課税限度額の改定（第2条）

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行20万円）に引き上げる。

2 軽減判定所得の引上げ（第23条）

国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

## 4 報告の概要

報告第9号 第4期宮崎市障がい者計画の策定について

【障がい福祉課】

### ◇概要

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき第4期宮崎市障がい者計画を策定したので、同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

### ◇計画の概要

「宮崎市障がい者計画」は、障害者基本法に定められた市町村障害者計画であり、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性や取り組むべき施策を示すもの。

#### ・ 計画の期間

令和5年度から令和11年度まで

#### ・ 計画の基本理念

「障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らし、社会に参加できるまちづくり」

#### ・ 計画の基本目標

基本目標1 共に支え合うまちづくり

基本目標2 安全で安心して暮らすことができるまちづくり

基本目標3 社会参加できるまちづくり

## 報告第10号から報告第12号まで 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

### (1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第10号 専決処分の報告について

【契約課（道路維持課）】

#### ◇概要

令和4年6月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

#### ◇変更事項

- 3 契約の金額 「271,700,000円」を  
「285,639,684円」に変更する。（13,939,684円の増額）

#### ◇変更理由

##### ・ 週休2日工事に伴う増額変更について

本工事は、建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休2日工事」の試行対象としており、一定の基準による休日が取得されたことから、設計金額の増額補正が必要となったため。

##### ・ 組立台船工に伴う増額変更について

当初、台船賃料日数を4か月で計上していたが、着手前測定の結果、河川内の一部で経年による土砂の堆積があり、干潮時において台船航行に必要な水深(H=1.0m)が確保されておらず、台船の航行時間に制約を受けることが判明したことから、台船賃料日数を増加する必要が生じたため。

##### ・ 築島工に伴う増額変更について

当初、台船は、直接護岸へ接岸する計画としていたが、着手前測定の結果、護岸付近に土砂の堆積があり、必要な水深が確保されていないことが判明したことから、築島工(L=11.0m、W=15.8m)を実施し、台船を接岸できるようにしたため。

#### ※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和4年6月定例会 議案第72号）

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1 工事名    | 高松橋改修工事（2工区但し支承交換工）      |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札                |
| 3 契約の金額  | 271,700,000円             |
| 4 契約の相手方 | オリエンタル白石・大和開発特定建設工事共同企業体 |

## ◇概要

令和4年9月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

## ◇変更事項

- 3 契約の金額 「364,100,000円」を  
「370,508,681円」に変更する。（6,408,681円の増額）

## ◇変更理由

・ 土工事（掘削等）に伴う増額変更について

当初、実施設計時のボーリング調査結果を基に掘削の深さ及びラップルコンクリート量を想定し、現状地盤からラップルコンクリート底盤まで、基礎の形状に合わせて細長く溝状に掘削する計画としていた。

しかしながら、崩れやすい土質であったことから、安全性や作業性を高められるよう現状地盤から基礎底盤までを一次掘削し、その後にラップルコンクリート底盤までを二次掘削する工法に変更する必要が生じたため。

一方で、支持層の深さに相違があり、ラップルコンクリート量が減少となったため。

・ 土工事（土留め）に伴う増額変更について

当初、実施設計時のボーリング調査結果を基に支持層の深さを想定していたが、東側市道に近接する支持層が想定より深かったことから、崩落等による市道への影響を考慮し、市道近接部分に親杭横矢板（土留め）を追加する必要が生じたため。

## ※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和4年9月定例会 議案第103号）

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1 工事名    | 宮崎市立那珂小学校屋内運動場改築工事のうち建築主体工事 |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札                   |
| 3 契約の金額  | 364,100,000円                |
| 4 契約の相手方 | 森・黒木・成松特定建設工事共同企業体          |

**(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（本市施設の管理瑕疵による事故）**

報告第12号 専決処分の報告について

【清武総合支所 農林建設課】

《事故の概要》	相手方の普通自動車 <sup>が</sup> 道路上に落ちていた側溝のグレーチングの破片に接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年7月13日
《事故の場所》	宮崎市清武町加納乙240番地5先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 36,681円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%